

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 特例期間における参議院議員の受ける歳費の月額減額

1 平成三十一年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が開始する日から平成二十八年に行われた通常選挙により選出された参議院議員の任期満限の日までの間（2において「特例期間」という。）においては、参議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費の月額については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第一条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、議長にあつては十二万九千円を、副議長にあつては九万四千円を、議員にあつては七万七千円を、それぞれ減じて得た額とすること。

（歳費法附則第十五項関係）

2 平成二十八年に行われた通常選挙により選出された参議院議員（以下「平成二十八年選出議員」という。）で参議院の議長、副議長又は議員として特例期間の開始の日引き続き在職するもの（以下「特例開始後在職議員」という。）の当該開始の日の属する月分の歳費及び平成三十一年に行われる通常選挙により選出される参議院議員（以下「平成三十一年選出議員」という。）で参議院の議長、副議長又は議員として特例期間の終了の日の翌日に引き続き在職するもの（以下「特例終了後在職議員」とい

う。)の平成三十四年七月分の歳費の額については、それぞれ、その月(その月における在職期間が一月に満たない場合(歳費法第四条第二項の規定の適用がある場合を除く。))にあつては、当該在職期間(のうち、特例期間に該当する期間について1により算定された額を基準としその月の現日数を基礎として日割りによつて計算した額と、特例期間以外の期間について歳費法第一条に規定する額を基準としその月の現日数を基礎として日割りによつて計算した額との合計額とすること。平成二十八年選出議員(特例開始後在職議員を除く。))で歳費法第四条第二項の規定により特例期間の開始の日の属する月分までの歳費を受けるものの同月分の歳費及び平成三十一年選出議員(特例終了後在職議員を除く。))で同項の規定により平成三十四年七月分までの歳費を受けるものの同月分の歳費の額についても、同様とすること。

(歳費法附則第十六項関係)

二 施行期日

この法律は、平成三十一年七月一日から施行すること。

(附則関係)